

人権救済基金運営委員会

人権救済基金 ニュース

Human Rights
Relief Fund
NEWS

第 51 号

2025.6.18 発行

京都弁護士会

人権救済基金運営委員会

〒604-0971 京都市中京区富小路通丸太町下ル

TEL (075) 231-2378

WEB <https://www.kyotoben.or.jp/>

top news トップニュース

法律援助基金のご利用と ご寄付をお願いします。

京都弁護士会 会長 池上哲朗



法律援助基金は、会員及び市民の皆様からの寄付に基づく基金により、公益性のある事件に対し一定額の援助を行う制度です。同基金は1993年に創設され、以来30年以上の歴史と実績を有しており、これまで生活保護基準引下処分取消請求事件、旧優生保護法に関する事件、京都アニメーション事件など多数の事件で利用されています。

基金の特徴は、勝訴の見込みにかかわらず社会的意義や人権救済に資するものであれば援助の対象となること、公益的意義のある事件であれば講演や出版物なども援助の対象となることです。

このように柔軟で使い勝手の良い制度ですので、会員の皆様には基金を積極的に活用していただき、基本的人権の擁護と社会正義の実現という弁護士本来の使命の実現に役立てていただければと思います。

法律援助基金は社会的に有意義な制度ですが、その活用には基金の安定と充実が必要不可欠です。

2024年度末の基金残高は約1130万円であり、前年度から約25万円の増加となりました。

現代社会においては基金により対応すべき課題も複雑化・多様化・高度化しており、基金を利用すべき場面はこれまで以上に増えています。その意味で財政基盤の充実と安定した運営が不可欠であり、会員及び市民の皆様におかれましては、基金の維持会員になっていただくとともに、折に触れて基金に対する寄付をご検討いただきたく、お願いいたします。

法律援助基金に寄付していただければ、公益性のある活動に使われ、困っている誰かの役に立ち、社会の改善にもつながるという意味で、極めて有益なお金の使い方の一つです。情けは人のためならずとの観点から寄付を検討いただければ幸いです。

第29回法律援助を広げる 市民のつどい

はじめに

レアメタルの産出国の一つであるアフリカのコンゴ共和国では、レアメタルの利権を巡り、前世紀末から武装勢力との間で紛争が続き、多くの人が犠牲になっています。

レアメタルを使用したスマートフォンを使っている私たちは、レアメタルの産出国で続いている紛争と無関係なのでしょうか？

講演

2025年1月25日土曜日に、京都弁護士会館地下ホールで開催されました「第29回法律援助を広げる市民のつどい」では、「元子ども兵支援の現場から学ぶ『人』『チーム』『世界』の変え方 平和と人権を守るために、一人一人ができることは何か？」というテーマで、元子ども兵の社会復帰や地雷除去等の支援を行っているNPO法人テラ・ルネッサンス創設者で理事の鬼丸昌也さんからご講演を頂きました。冒頭の問いは、このご講演の中で、鬼丸さんから問いかけられたものです。

レアメタルは外国企業が買い集めていますので、レアメタルを採掘するほうが、農作物を育てるといった地道な生産活動をするよりも手っ取り早く確実に金を



鬼丸昌也さん

人権救済基金運営委員会 委員 佐藤 建

稼ぐことができます。このため住民がレアメタルの採掘を始めると、その利権を狙う勢力に目を付けられて勢力間の紛争に巻き込まれ、住む家を失ったり農地や工場など生産資源が荒廃したりします。こうして地道な生活やこれを支える生産資源が失われた結果、住民は日々の生活のためにレアメタルの採掘を続けるしかない、という状態に追い込まれます。このような悪循環により武力紛争が絶えない地域から産出された「紛争鉱物」ともいうべきレアメタルは、私たちが日々の生活で使っているからこそ、外国企業が買い集めているのですから、私たちが「紛争鉱物」を使わない、という選択をすることで、「紛争鉱物」を原因とする紛争を少しでも減少させることができます。鬼丸さんは、世界で起きている紛争を、遠い国での出来事と捉えるのではなく、これが私たちの生活にどう関わっているのかを考え、私たち一人一人が関心を持ち、紛争を減少させ回避するための選択をすることで、紛争のない社会を実現することができる、という信念から、「一人は微力だが、無力ではない」をモットーに、戦争にかり出された「子ども兵」の社会復帰や地雷除去といった問題に一人でも多くの人に関心を持ってもらい、問題の解消解決に向けた選択をしてもらうために、そのきっかけとなる講演を続けている、とのことでした。

鬼丸さんのお話を聞いて、ありきたりではありますが、社会の様々な問題や課題に対し普段から関心を持ち、自分のこととして考え選択することの大切さを改めて認識しました。人権救済基金も、人権救済を目的とする裁判に必要な費用を支援することで人権や裁判を受ける権利を守ろう、というものですので、一人で

も多くの人に人権救済基金やこれを利用した活動への関心を持ってもらうことで、この行事のタイトルにもあるように、人権救済に向けた活動を広げていかなければならない、という思いを新たにしました



岡田前会長

また、この日は、冒頭に岡田一毅会長から開会のご挨拶を、糸瀬美保人権救済基金運営委員会委員長からは基金制度のご説明を頂きまして、人権救済基金を利用した事例の報告として、京都アニメーション事件の被害者代理人である奥田尚彦弁護士から、刑事裁判等における被害者代理人としての活動をご報告頂きました。



奥田尚彦先生

ミニコンサート

そして、恒例のミニコンサートでは、シャンソン歌手として活動されている河合多恵子さんの素敵な歌声と、華頂女子高校の音楽の先生でもある河村美代子さんの素晴らしいピアノ演奏で、シャンソンや日本の歌

に耳を傾け、春を感じる二月の日だまりのような心温まるひとときを過ごしました。



ミニコンサート

終わりに

当日ご参加頂きました皆さまからは、人権救済基金に合計1万2,512円ものご寄付を頂きました。この場をお借りして改めて御礼申し上げます。京都弁護士会の地下ホールまで足を運んで頂きました上、多くの浄財をお寄せ頂きました皆さまのご期待に応えるべく、人権救済基金の名にふさわしい活動を続けて参りますので、今後とも皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



人権救済基金事件報告

優生保護法一時金支給申請事件での活動報告

弁護士 細田 梨恵

私は今回、旧優生保護法に基づき、強制不妊手術を受けさせられた方に対する一時金支給申請手続きを行う際に、人権救済基金を利用させていただきました。旧優生保護法に関する裁判の経過も含めて、事案を紹介します。

1 旧優生保護法とは

旧優生保護法とは、昭和 23 年に制定された法律です。その中に、「不良な子孫の出生を防止する」という目的のもと、遺伝性疾患、ハンセン病、精神障害がある人など特定の疾病や障害を有することを理由として、強制的に不妊手術（以下「優生手術」という。）や人工妊娠中絶手術を行うことを認める条文が存在していました。平成 8 年に母体保護法に法改正されるまでに、優生手術の被害者は約 2 万 5000 人、人工妊娠中絶の被害者は 5 万 9000 人にのぼったと言われています。この数字も厚生労働省が把握する統計に基づくものであり、実際被害を受けた人数はもっと多い可能性もあります。また、優生手術を実施する際には、必要があれば、身体の拘束、麻酔薬の使用、欺罔等の手段を用いることも許容されており、非人道的かつ重篤な人権侵害を生む法律でした。

2 国家賠償請求訴訟の経過

平成 30 年 1 月、仙台地方裁判所において、優生手術を受けさせられたことに対する国家賠償請求訴訟が提起され、その後全国各地の裁判所において、同様の訴訟が提起されました。そのような訴訟提起が相次ぐ機運の中で、平成 31 年 4 月 24 日、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支

給等に関する法律」（以下「一時金支給法」といいます。）が成立、即日公布・施行されました。旧優生保護法に基づき、優生手術を受けた者に対し、一時金として 320 万円を支給することを内容としています。金額の低さや支給対象に人工妊娠中絶手術を受けた人が含まれていないこと等、不十分な点も多かった法律でしたが、優生手術を受けさせられた人達に対する補償が初めてなされた法律でした。今回はこの一時金支給法に基づく一時金支給申請を行う際に人権救済基金を利用させていただきました。そのことについては、下記にて改めて述べるとして、その後の裁判の経過をもう少し述べます。

各地の地方裁判所に提起された国家賠償請求訴訟は、地方裁判所において、旧優生保護法の規定の違憲性を認めてはいるものの、国家賠償請求に対しては、手術から 20 年を経過していることから、除斥期間を適用し、請求を棄却する判決が続きました。

最終的に、令和 6 年 7 月 3 日、最高裁において、旧優生保護法の規定を憲法違反とした上で、除斥期間が経過したことだけで、請求権が消滅したものとするこは、著しく正義・公平の理念に反するとし、除斥期間を主張することが制限される場合があることを認め、過去の裁判例を変更しました。そして、優生手術の被害者に対し、国が除斥期間を主張することは、信義則に反し、権利の濫用として許されないとし、原告らの請求を認める判決が出されました。

3 補償法の立法へ

この判決を契機として、令和 6 年 10 月 8 日、旧優生保護法に基づく優生手術や人工妊娠中絶等を受け

ることを強いられた方々に対し、最高裁判決と同水準あるいはそれを超える補償を行うこと等を定める「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」が議員立法により国会で成立し、同年 10 月 17 日に公布され、令和 7 年 1 月 17 日に施行されました。また合わせて、「弁護士による旧優生補償金等請求サポート事業」として、補償金の支給申請を行う際に、弁護士のサポートが必要な方がいた場合、都道府県において、サポート弁護士を選定し、その弁護士費用を国が負担する制度が作られました。このような制度が作られた理由としては、優生手術や人工妊娠中絶に関する記録がすでに廃棄されてしまい残っていないケースがほとんどであることや優生手術や人工妊娠中絶を受けた被害者の方の多くは、なんらかの障害を有していることも踏まえ、被害者の方々に補償が確実に行われるために、請求を支援する体制作りが不可欠であるとされたためです。私が今回人権救済基金を利用させていただいたケースは、このようなサポート弁護士制度が整う前でした。

4 人権救済基金を利用させていただいた事案について

私が今回担当した事件は、聴覚障害のある女性の方です。結婚し、その後まもなく妊娠をしましたが、何も聞かされることもないまま、人工妊娠中絶・不妊手術がされました。私がこの事実を知ったのは、保佐申立てをするにあたり、ご本人からお話を伺っている時に、ポロリと子どもを産めなくなる手術を受けたとご本人が話されたからであり、一時金支給申請をしたいと相談に来られたわけではありません。私は当時、国家賠償請求訴訟の弁護団に所属させていただいており、その方がおっしゃる「子どもを産めなくなる手術」が単なる不妊手術ではなく、「優生手術」のことであると偶々気づきました。

私は、継続していた国家賠償請求訴訟の話をごの方にしました。一時金の支給申請を行うことができることも説明をしました。しかし、当初は、不妊手術を受けたこと自体、口にするに強い抵抗感を持たれていました。このような手術を受けさせられたことが恥ず

かしい、私の耳が聴こえないから仕方ないと話されていました。それでも、話を伺っていくと、手術をされたことに対する強い怒りを滲ませていました。当然です。そのような強い怒りですら、「仕方ない」と口を閉ざしてしまう。そのことに唖然とし、本当に悲しい気持ちになりました。

私が関わっていた国家賠償請求訴訟の原告さんも聴覚障害をお持ちの方でした。その方も、「仕方ない」という手話を人生で何度もしてきたと話をしていました。この「仕方ない」という手話は、肩から腰に斜めに手を下ろす仕草で、切り捨て御免が由来になっているそうです。きっと切り捨てられたと感じる場面がたくさんあって、それでも仕方ないと押し殺してきたことがたくさんあったのだらうと、私達が使う「仕方ない」という言葉との重みの違いを感じたことを今でも強く覚えています。

旧優生保護法は、障害を持つ人が「劣った存在」であるというレッテルを社会の中に植え付けました。そのようなレッテルを貼られ、生きてきた人にとって、補償を求める声を上げることに対する心理的なハードルがあることは想像に難くありません。さらに、生殖に関する事柄で非常にプライベートなことであることや被害を受けた方々がすでに高齢であること等も申請に対するハードルとなります。しかし、優生手術に関する資料はいずれの都道府県においても廃棄されていることがほとんどであり、カルテも古すぎて残っていないケースばかりであり、手術を受けたことを示す客観的資料はありません。そのような中で一時金支給申請を行います。手術痕や可能であればご親族の供述やご本人の陳述書などを作成し、手術を受けたことを証明していく必要があります。このような申請作業をご本人の負担で行うことは、さらに申請へのハードルを高めてしまいます。人権救済基金を利用させていただけたことで、申請へのサポートを提供しやすくなり、大変有難かったです。非常に重篤な人権侵害を受けてきた方々が漏れなく救済されるために欠かせない基金であったと感じます。ありがとうございました。

| これまでに基金で援助した主な事件

1994 年	外国人労働者未払賃金等請求事件
1995 年	一条山開発許可処分取消請求事件
	児童扶養手当資格喪失処分異議申立、取消請求事件
	障害者雇用問題国家賠償請求事件（控訴）
	家庭教師賃金支払等請求事件
1996 年	障害者の刑事事件（上告）
	医療従事者の C 型肝炎感染損害賠償請求事件
1997 年	市原野ごみ焼却場建設差止め請求事件
	ヤコブ病損害賠償請求事件
	桂高校制服問題事件
1998 年	浮島丸公式陳謝等請求事件
2000 年	在日韓国・朝鮮人の障害基礎年金不支給決定取消請求事件
	日栄不当利得返還請求事件
2001 年	個人情報非訂正決定処分取消請求事件
	大江山中国人強制連行・強制労働損害賠償等請求事件
	レンタルハウス被害者救済事件
	半鐘山開発許可取消審査請求・河川占有許可等取消審査請求事件
	生活保護不当廃止損害賠償請求事件
	ホームヘルパー養成講座事件
2002 年	障害基礎年金についての生活保護変更決定処分取消請求事件
	障害基礎年金不支給決定取消等請求事件（学生無年金裁判）
	中国残留孤児国家賠償請求事件
2003 年	医薬品副作用被害についての障害年金不支給決定取消等請求事件
	障害厚生年金未給付国家賠償請求事件
	洛西ニュータウンマンション建築工事差止等請求事件
2004 年	在日韓国・朝鮮人の老齢年金不支給措置国家賠償請求事件
	自衛隊イラク派遣差止等請求事件
2005 年	薬害イレッサ西日本訴訟（損害賠償請求事件）
	船岡山マンション建築確認処分取消審査請求事件
	①遺族補償給付等不支給決定取消請求事件
	②労働災害損害賠償請求事件
2006 年	船岡山マンション建設損害賠償請求事件
	嘱託職員賃金差別事件
2007 年	障害補償給付支給処分取消請求事件
	入学金返還等請求事件
2009 年	障害者自立支援法に基づく利用者負担免除等請求事件
	①外国人学校に対する強要・威力業務妨害等告訴事件
	②外国人学校に対する街頭宣伝活動禁止等仮処分申立事件　他
	外国人学校に対する街頭宣伝活動禁止等請求事件
	国家賠償請求事件（DV の被害届に関連する二次被害）
2010 年	破産債権届出事件（障害者を多数雇用した企業が 5 か月足らずで破産）
	地位確認等請求事件（偽装請負会社による解雇）
	発達障害者の窃盗被告事件
	損害賠償請求事件（アスベスト関連疾患）
	水族館施設設置許可取消請求事件
2011 年	人権救済申立事件（父子家庭に対する医療費支給制度等の不備）
	大飯原発運転差止等請求事件
	地位確認等請求事件（偽装請負会社による解雇）
2012 年	損害賠償等請求事件（福知山花火大会での爆発事故）
	損害賠償請求等事件（原発事故に関する訴訟）
	損害賠償請求等事件（原発事故に関する訴訟）
2013 年	カネボウ白斑被害損害賠償事件
	京都スタジアム建設に関わる都市計画公園事業認可取消請求事件
	天ヶ瀬ダム再開発事業公金差止等請求事件
2014 年	生活扶助基準引き下げ処分取消請求事件
	下鴨マンション建築風致許可取消請求事件
	下鴨マンション建築風致許可取消請求事件
2015 年	天ヶ瀬ダム再開発事業公金差止等請求事件
	生活扶助基準引き下げ処分取消請求事件
2016 年	生活扶助基準引き下げ処分取消請求事件
	生活扶助基準引き下げ処分取消請求事件
2017 年	生活扶助基準引き下げ処分取消請求事件
	生活扶助基準引き下げ処分取消請求事件

2018 年	旧優生保護法に基づく被害回復請求事件
2020 年	文書不開示決定処分取消等請求控訴事件
	児童扶養手当支給停止処分取消請求訴訟
	損害賠償請求（台風 18 号に伴う降雨による水害被害）
	行政代執行に対する不服審査請求
2021 年	児童扶養手当支給停止処分取消請求控訴訴訟
2022 年	非現住建造物等放火被告事件
2023 年	優生保護法一時金支給申請事件
	京都アニメーション事件
	開発許可処分取消請求
	特例許可取消審査請求
2024 年	都市公園廃止処分取消請求事件
	建築確認取消請求事件
	特例許可取消審査請求事件

※上記のうち、控訴や上告についても援助した事件があります。2025 年 3 月末時点での援助件数は、90 件です。

| 2024 年度人権救済基金残高

科 目	予 算 額	決 算 額
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
（1）経 常 収 益		
寄付金等	1,800,000	1,553,742
会員寄付金	1,000,000	1,035,000
会員外寄付金	700,000	518,742
償還金等	100,000	0
雑収入	100	41,796
受取利息	100	41,796
指定からの振替	0	0
経 常 収 益 計	1,800,100	1,595,538
（2）経常費用		
一般公益事業費	1,000,000	843,720
各センター活動費	980,000	820,119
雑 費	20,000	23,601
特別公益事業費	3,000,000	500,000
人権救済基金援助金等	3,000,000	500,000
経 常 費 用 計	4,000,000	1,343,720
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 2,199,900	251,818
評価損益等計	0	0
当期経常増減額	△ 2,199,900	251,818
2. 経常外増減の部		
（1）経 常 外 収 益		
経 常 外 収 益 計	0	0
（2）経 常 外 費 用		
予備費	500,000	0
経 常 外 費 用 計	500,000	0
当期経常外増減額	△ 500,000	0
当期一般正味財産増減額	△ 2,699,900	251,818
一般正味財産期首残高	4,056,671	4,056,671
一般正味財産期末残高	1,356,771	4,308,489
II 指定正味財産増減の部		
一般財産へ振替	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0
指定正味財産期首残高	7,000,000	7,000,000
指定正味財産期末残高	7,000,000	7,000,000
III 正味財産期末残高	8,356,771	11,308,489

人権救済基金 Q & A

Human Rights Relief Fund NEWS Q&A

Q 人権救済基金とは、どのようなものですか

A 裁判を起こしたいけれど、お金がないという人のためには、法テラスの「法律扶助」制度があります。ところが、この制度は、訴訟をするための資力がないことの外に、裁判について勝訴する見込みがあることが条件になっています。

しかし、世の中には、いろいろな事件があって、例えば、消費者問題などの事件で、1人の損害が5万円ぐらいしかないときでも、その損害を立証するためには、手間も費用もかかる場合があり、弁護士費用も支払わなければなりません。事件によっては、裁判にかかった費用の方が裁判で認められる費用よりも多いという場合もあります。

そのような消費者事件の被害者が、例えば、100人であったとすれば、その事件の判決は、社会的に非常に大きな意味があります。

また、勝訴の見込みは少なくとも、その裁判を起こすこと自体が、制度や法律の改善に役立つと言う事件も少なくありません。

このように、裁判自体に、社会的な意義があるとか、人権の救済に広く役にたつような事件を、市民全体で応援しようというのが人権救済基金という制度です。

Q 具体的には、どのような事件が対象になるのですか

A 高齢者、子ども、身体障害者、精神障害者、外国人等の人権に関する問題、消費者被害問題、両性の平等に関する問題、民事介入暴力問題などの人権の保障が十分でない立場にある状態の人たちの人権に関する事件で、その解決が公益的な意義を持つ事件などが対象になります。

例えば、多数の被害者があり、原因が共通しているような医療過誤や薬害の事件、被害者が多数の製造物責任を問う訴訟、社会保障の不備を問う事件などが対象になります。

Q どのような援助がされるのでしょうか

A 審査のうえで、社会的に意義のある事件と認められたものについて、弁護士費用とか、訴訟印紙代とか訴訟の遂行費用などで、限度額80万円までが援助されます。

また、裁判だけでなく、公益的な意義のある事件であれば、相談、調査、資料の収集、講演、出版物の刊行などの費用も援助の対象になります。

この援助費用は、後で返還していただくことが原則にはなっていますが、普通は、返還が求められるのは事件が終わってからになりますし、事情によっては、返還の免除が認められますので、積極的に御利用下さい。

Q どこに援助を申し込めばいいのでしょうか

A 京都弁護士会の人権救済基金あてに申し込んで下さい。

Q 基金の有益なことは良く解りましたが、基金の財政は、現在どうなっていますか

A 2024年度末で、約1,130万円の繰越金がありますが、必要な援助をするためには、まだまだ十分ではありません。この制度は、市民のみなさんの寄付により成り立っておりますので、1口いくらからでも結構ですので、是非とも多数の市民により支えていただきたく、寄付についてもよろしくお願いいたします。

「人権救済基金」への寄付をお願いします

この基金が有効に機能していくためには、まず財政基盤をしっかりと確立することが大切です。そのためには、市民一人ひとりの善意によって、この制度を支えていただくことが必要です。多くの方々のご寄付を心よりお願いします。金額はいくらでもけっこうです。

寄付先（郵便振替口座）

京都 01050-3-8313

名称：京都弁護士会人権救済基金

※寄付いただいた際に得た個人情報は、事務処理のために使用する他、当弁護士会が主催する行事の案内物やその他の発行物をお送りする以外には使用いたしません。

▶ QRコードで簡単アクセス！

QRコードをスマートフォン・携帯電話で読み取ってください。京都弁護士会のサイトに簡単にアクセスできます。ぜひブックマークにご登録ください。

